

登録コード	J5923306	開講年度	2026					
授業科目	法学特別講義*（倒産法）					担当教員	宮田 旭	
英文授業名	Insolvency Law					副担当		
単位数	2	講義期間	前期	曜日・時限	水曜・2時限		対象学年	（20・23カリ対象科目）経：3年
講義室	経法第4講義室		授業区分	講義	遠隔授業科目			
信大コンピテンシー	非該当							
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」					【授業の達成目標】		
	経法20加							
	経済学または法学が積み上げてきた知識と思考に基づく判断を基礎力として身につけ、それを発揮できる力を身につける。				倒産という現象とその法的処理についての基礎的理解を得ることができるようになる。経済活動が挫折するとき、「その後」に起こることの見通しを得ることで、平時における経済活動に取り組む際の有用な指針を獲得することができるようになる。			
	経法20加・総合法律							
	法学の専門領域の基礎能力として、リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。				リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で有益な知見の一つとして、利害対立が顕在化する倒産状況の観察を通じて、倒産法に関する基礎的な法概念や理論、判例、および関連する様々な法制度が現実果たす役割や相互関係等、について理解を深め、説明することができるようになる。			
(2)授業で学べる「テーマ」	その他							
(3)全学横断特別教育プログラム								
(4)授業の概要	本授業は、弁護士として長野県内に法律事務所を構え、約20年の実務経験を有する実務家教員が担当する。実務経験を活かし、具体的事例を用いて倒産処理法をわかりやすく学ぶことができる。裁判所を利用した倒産処理だけでなく、返済困難となった者からの相談を受け処理方針を決定していく過程など債務整理の全体像について、弁護士の役割を含め具体的に学ぶことができる。また、担当教員は、法科大学院における倒産法の指導経験があることから、論文式の試験に臨む基本的な取り組み方を学ぶことができる。							
(5)授業計画	1 倒産法総論（教科書：第1講） 2 破産手続の開始（第2講）、破産管財人・破産財団（第3講） 3 破産債権（第4講）、財団債権・取戻権（第5講） 4 契約関係（第6講） 5 事例研究1 契約関係の処理 6 別除権（第7講） 7 相殺権（第8講）、否認権（第9講） 8 否認権（第9講）補講、配当・手続終了（第10講） 9 事例研究2 詐害行為否認と偏頗行為否認（レポート課題発表） 10 再生手続の開始・機関（第11講） 11 再生債権・共益債権等・相殺権（第12講） 12 財産・契約関係・別除権・否認権（第13講） 13 再生計画・手続の移行（第14講） 14 個人の破産・個人再生（第15講） 15 事例研究3 個人の破産・再生、授業アンケート 期末試験							
(6)成績評価の方法	期末試験と 課題で評価する。比率は、 60% 40%（第9回の授業でレポート課題発表）とする。							
(7)成績評価の基準	ともに、事案に法を適用し論理矛盾なく解決を示すことができれば「合格水準にある」といえ、事案を分析して法を適用し論理矛盾なく合理的な解決を示すことができれば「やや上にある」といえ、事案を適切に分析して法を適用し説得力のある論術で合理的な解決を示すことができれば「かなり上にある」といえ、事案を適切に分析して法を適用し対立する利益や裁判例を意識した説得力のある論述で合理的な解決を示すことができれば「卓越している」といえる。 と を総合して評価する。							
(8)事前事後学習の内容	教科書の各回該当箇所につき予習する。授業内で扱った事例問題についての自習を適宜指示する場合がある。							
(9)履修上の注意	履修にあたっては民法の基礎的知識を有することが望ましいが受講の要件とはしない。教科書と六法全書を持参すること。判例百選の購入は必須ではない。							
(10)質問、相談への対応	事務所ではなく個人メール（amdfly59@icloud.com）にて受け付ける。							
【教科書】	倒産法講義（日本加除出版、2022）野村剛司・森智幸著							
【参考書】	倒産判例百選第6版（有斐閣、2021）							